

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成20年10月1日現在、1億円です。

2 役員の状況

役員の定数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとされており、機構法第9条の規定により理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年となっております。

平成20年10月1日現在の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	任期	経歴			
理事長	北原 保雄	平成20年4月1日～平成24年3月31日	昭和 35年 4月	東京都公立学校教員採用		
			昭和 43年 4月	和光大学人文学部講師		
			昭和 46年 4月	和光大学人文学部助教授		
			昭和 49年 4月	筑波大学文芸・言語学系助教授		
			昭和 59年 9月	筑波大学文芸・言語学系教授		
			平成 2年 4月	筑波大学文芸・言語学系長		
			平成 5年 4月	筑波大学付属図書館長		
			平成 10年 4月	筑波大学長		
			平成 16年 4月	本機構理事長		
			平成 20年 4月	再任		
理事	矢野 重典	平成20年4月1日～平成22年3月31日	昭和 46年 4月	文部省採用		
			平成 11年 7月	文部省教育助成局長		
			平成 13年 1月	文部科学省初等中等教育局長		
			平成 15年 7月	文部科学審議官		
			平成 16年 7月	国立教育政策研究所長		
			平成 19年 4月	本機構理事		
			平成 20年 4月	再任		
理事	尾山 真之助	平成20年7月11日～平成22年3月31日	昭和 53年 4月	文部省採用		
			平成 17年 4月	国立教育政策研究所次長		
			平成 18年 7月	大臣官房審議官		
			平成 19年 1月	文化庁文化部長		
			平成 20年 7月	本機構理事		
理事	簗島 則和	平成20年4月1日～平成22年3月31日	昭和 43年 3月	日本生命保険相互会社入社		
			昭和 63年 7月	(株)ニッセイ基礎研究所出向、金融研究部長		
			平成 10年 3月	ニッセイ投資顧問(現ニッセイセトマネジメント)		
			平成 13年 3月	出向、取締役		
			平成 15年 6月	同社常務取締役		
			平成 18年 7月	同社常任監査役		
			平成 20年 4月	本機構理事 再任		
理事	大貫 賢一	平成20年4月1日～平成22年3月31日	昭和 42年 4月	日本育英会採用		
			平成 15年 4月	日本育英会総務部長		
			平成 16年 4月	本機構総務部長		
			平成 18年 1月	本機構参与(兼)支部総括室長		
			平成 19年 1月	本機構理事		
			平成 20年 4月	再任		
監事	佐藤 正行	平成20年4月1日～平成22年3月31日	昭和 52年 4月	学校法人慶応義塾採用		
			平成 17年 11月	慶応義塾大学学生総合センター事務次長		
			平成 19年 3月	慶応義塾監局参事		
			平成 19年 4月	本機構監事		
			平成 20年 4月	再任		
監事 (非常勤)	中野 陽一	平成20年4月1日～平成22年3月31日	昭和 49年 11月	新和監査法人(現あづさ監査法人)採用		
			平成 元年 12月	中野公認会計士事務所開設		
			平成 16年 4月	本機構監事		
			平成 18年 4月	再任		
			平成 20年 4月	再任		

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、または解任することができるときとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(2) 外部評価体制

本機構の業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価と、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価があります。また業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることになります。

本機構はまず、文部科学省独立行政法人評価委員会により、各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることになります。この独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、本機構に対して業務運営の改善などを求めることがあります。

一方、政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができます。

なお、中期計画では、これら評価の結果は、ホームページ等において国民に分かりやすい形で公表することとされています。

文部科学省の評価 (文部科学省独立行政法人評価委員会)	総務省の評価 (政策評価・独立行政法人評価委員会)
委員：外部有識者の内から文部科学大臣が任命	委員：外部有識者の内から総務大臣が任命
<p>【主務大臣への意見事項】</p> <p>中期目標の決定・変更、業務方法書・中期計画書の認可時（通則法第 29 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 30 条第 3 項）</p> <p>中期目標期間終了時の法人業務の継続必要性の検討（通則法第 35 条第 2 項）</p> <p>財務諸表の承認時（通則法第 38 条第 3 項）</p> <p>利益残余使途の承認時（通則法第 44 条第 4 項）</p> <p>限度額を超えた短期借入金の認可時（通則法第 45 条第 4 項）</p> <p>財産処分等の認可時（通則法第 48 条第 2 項）</p> <p>役員報酬の支給基準決定時（通則法第 53 条第 2 項）</p>	<p>主務大臣、独立行政法人の長に対し必要な資料提供、意見開陳、説明依頼などを行う権利を有している</p>
<p>【評価事項】</p> <p>各事業年度における業務の実績（通則法第 32 条第 1 項）</p> <p>中期目標期間における業務の実績（通則法第 34 条第 1 項）</p>	<p>【評価事項】</p> <p>事務・事業の改廃に関して主務大臣に勧告を行うことができる</p>

（3）内部管理体制

（役員会の運営・業務執行体制）

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限・委任を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する政策的、専門的、実務的観点から提言を行う政策企画委員会、企画立案機能をサポートする政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する運営会議を設置、当該会議を定期的に開催し、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

（監事監査）

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、監事監査要綱に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

本機構内に大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する者で構成する評価委員会を設置し、本機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行うなど、内部評価を客観的かつ効果的に行うための制度を設けています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでおります。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下の通りです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

ア. 組織編成・運営の見直しの原則（組織運営規程第2条第1項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じ、異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められることから、本機構の組織編成・運営は、時と場合に応じて、十分な連絡調整を行い、効率的、効果的なものになるよう、常に見直し、変更していくこととしています。

イ. 外部知見活用の原則（同第2条第2項）

本機構の業務運営実施には、外部有識者を有効利用・活用しています。

② 政策企画委員会の設置（同第5条）

理事長が本機構の政策方針等の決定を行うためには高度な知識と洞察、経験が必要となります。そこで、各分野の優れた知識・経験等を有する者により構成する政策企画委員会を設置し、理事長を補佐しています。

(コンプライアンス体制)

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成18年10月に「コンプライアンスの推進に関する規程」（平成18年規程第18号）を制定するとともに、コンプライアンス推進委員会において決定された各年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンスの推進を図っています。

(情報公開と個人情報保護)

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開に関する規程及び個人情報保護規程を制定し、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために情報公開・個人情報保護委員会を設置しています。

(リスク管理体制)

本機構の業務の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部体制及び危機管理のために行うものであり、内部監査規程に基づき、理事長は、各監査事項ごとに役員又は職員のなかから監査員を任命し、監査計画を作成し実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価は以下のようになっております。

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関（ナショナルセンター）として、その一層の改善・充実に努め、サービス利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。
- (ロ) 全体としては計画に沿った対応がなされており、人件費の削減、外部委託の推進や、独立行政法人整理合理化計画において指摘された随意契約見直し計画の着実な実施、給与水準の適正化など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいるものと認められる。
- (ハ) 一方、学資金貸与事業の一部において適切な事務処理がなされていなかったこと等が判明したことから、機構全体で必要な業務体制等の改善措置が直ちに講じられる必要がある。

＜参考＞・業務運営の効率化：A ・業務の質の向上：A ・財務内容の改善：A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 奨学金貸与業務や返還金回収率の向上に向けた取組の充実が図られており評価できるが、業務運営体制等の更なる改善を図る必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、機構と外部委託の場合との費用対効果に係る調査・分析を踏まえ回収委託を拡大したことは評価できるが、引き続き効果的な外部委託を実施するため、更なる検討を行う必要がある。
- (ハ) プラザ平成については市場化テストを導入し、収支状況の改善と稼働率の上昇を図ったことについては評価できるが、依然として大幅な支出超過となっており、収支について改善を図る必要がある。
- (ニ) 留学情報センターにおける留学に関する照会件数及びホームページアクセス数について、その内容を分析するとともに、留学生交流を促進するために必要な取組を検討する必要がある。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- 
- (イ) 奨学金貸与事業や回収率向上に向けた取組の一層の充実を図るとともに、大学等と連携し、返還の重要性に係る指導を徹底すべき。
- (ロ) 外部委託で得られたデータ等を基に、回収費用の比較を更に精緻化するとともに、費用対効果を多角的、総合的に検討し、その検討結果を業務運営の効率化等に活用すべき。
- (ハ) プラザ平成について、市場化テストの状況について精緻な分析を行うなど収支状況の改善に向けた取組を行うべき。
- (ニ) 留学に関する照会件数及びホームページアクセス数の増加した要因を多角的に分析し、留学生情報提供・相談機能の強化のための方策を検討すべき。